



島根県報

平成24年1月6日（金）

号外第1号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第7号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎202番3地先から同219番3地先まで	前	メートル 3.70～ 4.90	メートル 35.00	隠岐支庁県土整備局 災害復旧工事 拡幅	
			後	4.00～ 30.00	35.00		
県 道	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野口815番1地先から同口86番6地先まで	前	A	4.60～ 30.00	138.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	22.00～ 46.50	98.00	
			後	B	22.00～ 46.50	98.00	
〃	三隅井野長浜線	浜田市三隅町井野口815番1地先から同口86番6地先まで	前	A	4.60～ 30.00	138.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	22.00～ 46.50	98.00	
			後	B	22.00～ 46.50	98.00	

島根県告示第8号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎202番3地先から同219番3地先まで	メートル 35.00	平成24年 1月6日	隠岐支庁県土整備局	